

# 広島県学校教育情報化推進計画

令和8年3月  
広島県教育委員会

# 目 次

1	はじめに	
(1)	策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画期間	1
2	学校教育の情報化に向けて目指す姿	2
3	本県における学校教育の情報化の現状と課題	
(1)	児童生徒の資質・能力	4
(2)	教職員のデジタル活用指導力	6
(3)	デジタル学習基盤の環境整備	7
(4)	校務におけるデジタル活用と推進体制	8
4	目指す姿の実現に向けた基本方針	
(1)	デジタル学習基盤を活用した児童生徒の資質・能力の育成	9
(2)	教職員のデジタル活用指導力の向上	11
(3)	デジタル学習基盤を活用するための環境整備	12
(4)	デジタル活用による校務の改善	13
5	実行計画	14
(1)	デジタル学習基盤を活用した児童生徒の資質・能力の育成	15
(2)	教職員のデジタル活用指導力の向上	17
(3)	デジタル学習基盤を活用するための環境整備	18
(4)	デジタル活用による校務の改善	19

# 1 はじめに

## (1) 策定の趣旨

本県では、令和3年2月に今後5年間の本県教育施策の基本的方向性を示す「広島県教育に関する大綱」を策定し、とりわけ、初等中等教育段階では、これまで本県が取り組んできた「学びの変革」を中心に据え、各種施策の基本的な方向性を整理するとともに、「学びの変革」の実現に向けた各種施策を貫く視点・基盤として、教育のデジタル化（デジタルの効果的な活用等）の重要性を改めて示した。

このことを踏まえ、広島県教育委員会では、本県教育のデジタル化に向けた基本方針・取組を令和3年4月に「県教育のデジタル化の推進に向けた施策の基本方針・取組について」として整理し、教育のデジタル化を推進してきたところであるが、同方針の期間を令和7年度末までとしていたことから、これまでの成果と課題等を踏まえ、令和8年3月に「広島県学校教育情報化推進計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律<sup>1</sup>」（令和元年法律第47号。以下「法」という。）第9条第1項において努力義務とされている、国の「学校教育情報化推進計画<sup>2</sup>」（以下「国計画」という。）を基本とした、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県学校教育情報化推進計画」という。）を定めるものである。

また、法第9条第2項において努力義務とされている、都道府県学校教育情報化推進計画を基本とした、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画の策定に当たっての参考として、本県の市町に示すものである。

## (3) 計画期間

令和8年度～令和10年度（3年間）（※）

※ 本計画は、今後3年間に取り組むべき施策の方向性等について示すものである。ただし、国計画の見直し等の動向を注視しつつ、技術革新のスピードが速いデジタル分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時更新を行うこととする。

---

<sup>1</sup>国、地方公共団体及び学校の設置者の責務が規定され、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされた。

<sup>2</sup>法に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを文部科学省が示したものであり、都道府県及び市町村は、この計画等を基本として、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることとされている。

## 2 学校教育の情報化に向けて目指す姿

「超スマート社会 (Society5.0<sup>3</sup>)」の到来により新たな価値の創造と展開が可能な時代を迎え、新型コロナウイルス感染症の影響や生成A Iの急速な社会への普及により、デジタル化を含む社会の変化は加速している。これからの時代を生きるために、本県では、必要な資質・能力を育成する質の高い、深い学びの実現を目指し、児童生徒一人一人が初発の思考や行動を起こし、好奇心を深堀する中で、学びを主体的に調整し、自身の豊かな人生やより良い社会につなげていけるような活動を取り入れ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の一層の具現化・深化に向けた授業改善を推進している。

学校教育の質の向上に向け、一人1台端末をはじめとしたデジタル学習基盤<sup>4</sup>の活用により、体験活動等で収集したデータを分析し特徴を捉えたり、議論した内容を共同編集するなどの活動を充実させるとともに、多様なデジタル教材等を効果的に組み合わせることで、リアルな体験の充実とデジタルの効果的な活用を推進することが必要である。

このような中で、リアルな学びをデジタルで支えることにより、主体的・対話的で深い学びを促す教育が実現するためには、発達段階に応じて児童生徒の生成A Iをはじめとする情報技術の特性への理解や情報モラルを含む情報活用能力<sup>5</sup>を育成することが重要である。また、あらゆる教育活動において、児童生徒と教職員がデジタル学習基盤を効果的に活用することが求められる。これらを踏まえ、本県における学校教育の情報化に向け、次頁のとおり目指す姿及びKGI (目標達成指標) を定める。

---

<sup>3</sup>我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く新たな社会として、第5期科学技術基本計画において「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と表現されている。

<sup>4</sup>中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会 (令和6年11月) において、一人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成される一連の学習基盤と定義された。

<sup>5</sup>コンピュータ、情報通信ネットワーク、A I、メディア等の情報技術の特性を理解し、情報モラルや権利・責任に配慮して適切に取り扱い、その上で情報の収集、整理・比較、発信・伝達などに情報技術を活用する力。

## 【目指す姿】

あらゆる教育活動において、児童生徒と教職員がデジタル学習基盤を効果的に活用するなど、リアルな学びをデジタルで支えることにより、児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力を育成するとともに、主体的・対話的で深い学びを促す教育が実現している。

## 《KGI（目標達成指標）》

### ・全校種<sup>(※1)</sup>

指標	目標値
発達段階に応じた情報活用能力を十分に身に付けている児童生徒の割合 <sup>6</sup>	60%

※1 それぞれの校種において、県教育委員会調査により評価する。

<sup>6</sup>児童生徒がこれからのデジタル社会において活躍するためには、生成AI等の先端技術を含めた情報技術の仕組みや背景を含めた特性の理解と併せて、情報技術が認知や行動に与えるリスクに対応し適切に取り扱い、情報技術を効果的に活用することが必要であることから、当面の指標として設定した。

### 3 本県における学校教育の情報化の現状と課題

目指す姿の実現に向け、現状と課題について、4つの観点（「児童生徒の資質・能力」、「教職員のデジタル活用指導力」、「デジタル学習基盤の環境整備」及び「校務におけるデジタル活用と推進体制」）ごとに整理した。

#### (1) 児童生徒の資質・能力

##### ア 現状

- 本県の小・中学校におけるデジタル学習基盤の活用頻度については、国が実施した「令和7年度全国学力・学習状況調査<sup>7</sup>（令和7年9月公表）」（以下「学力・学習状況調査」という。）によると、「授業で週3回以上活用する学校」の割合は、小・中学校ともに9割を超えており、そのうち「授業でほぼ毎日活用する学校」は、小・中学校ともに約8割となっている。
- 県立高等学校では、県教育委員会の調査によると、生徒がデジタル学習基盤を授業中に活用する頻度について、「週3回以上」の生徒が約9割となっており、そのうち「ほぼ毎日活用する生徒」は6割を超えている。

##### イ 現状から分析される課題

- 県内のいずれの学校においてもデジタル学習基盤の活用が進んでいる一方で、小・中学校では、学力・学習状況調査によると、「児童生徒同士のやり取りする場面で週3回以上活用している」と回答した学校の割合は、小・中学校ともに約3割である。また、高等学校においては、県教育委員会が実施した「令和6年度広島県高等学校生徒質問紙・学校質問紙調査<sup>8</sup>（令和7年3月公表）」によると、「グループ学習などで、自分の意見や考えを伝えやすくするために、コンピュータなどのデジタル機器を活用します」と回答した生徒が8割に届いていないことなどから、より効果的な場面におけるデジタル学習基盤の活用を推進する必要がある。
- 全ての児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、デジタル学習基盤を前提として授業改善につなげていくことが求められる。
- 情報技術の活用が日常的になる中で、児童生徒がトラブルに巻き込まれたり、SNS等における誹謗中傷などによる人権侵害の加害者や被害者となったり、偽・誤情報によって誤った判断をしたり、デジタル機器を必要以上に長時間にわたり使用したり、健康を害したりする例もある。一人1台端末を活用した学習機会が増えていくことによる目の疲労や姿勢の悪化など心身の健康面への影響を配慮しつつ、情報社会において生成AI等を含む情報技術の仕組みや背景等の特性の理解と併せて、情報技術が認知や行動に与えるリスクに対応し適切に取り扱い、適正な活動を行うための基になる情報モラル<sup>9</sup>やメディアリテラシー<sup>10</sup>を育成する必要がある。

【現状値】

◇ 授業におけるデジタル学習基盤の活用状況

・ 小学校

年度	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	月1回以上	月1回未満
R7	83%	12.5%	4.5%	0%	0%

・ 中学校

年度	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	月1回以上	月1回未満
R7	78.2%	15%	5.6%	0.9%	0.4%

・ 高等学校

年度	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	月1回以上	月1回未満
R6	62.2%	26.5%	9.4%	1.1%	0.8%

◇ 児童生徒同士のやり取りする場面におけるデジタル学習基盤の活用状況

・ 小学校

年度	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	月1回以上	月1回未満
R7	15%	20%	27.3%	22.5%	15.2%

・ 中学校

年度	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	月1回以上	月1回未満
R7	10.7%	15%	23.5%	24.4%	26.1%

◇ グループ学習などでのデジタル活用基盤の活用状況

・ 高等学校

年度	よく当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	まったく当てはまらない
R6	31.8%	43.3%	18.9%	6.0%

<sup>7</sup> 令和7年度全国学力・学習状況調査（※）の報告書・集計結果について（文部科学省ホームページ）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/1419141\\_00007.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/1419141_00007.htm)

※【対象】小学校（小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年）・中学校（中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年）

<sup>8</sup> 令和6年度広島県高等学校生徒質問紙・学校質問紙調査（広島県教育委員会ホームページ）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kvouiku/r06seitoshitsumonshi.html>

※【対象】高等学校（高等学校第1学年・第2学年、特別支援学校高等部第1学年・第2学年）

<sup>9</sup> 「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど。

<sup>10</sup> 情報メディアを批判的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力。

## (2) 教職員のデジタル活用指導力

### ア 現状

- 国が実施した「令和6年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査<sup>11</sup>（令和7年10月公表）」（以下「教育情報化実態調査」という。）によると、「教材研究・指導の準備・評価・校務などにデジタルを活用」、「授業にデジタルを活用して指導」、「児童生徒のデジタル活用を指導」及び「情報活用の基盤となる知識や態度について指導」できる教員の割合は8割を超えている。
- 教育情報化実態調査によると、「教員のデジタル活用指導力等に関する研修」を受講した教員の割合は約6割となっており、全国平均（7割超）よりも低い状況となっている。
- 特に、中学校技術分野を担当する教員について、教員採用候補者選考試験の志願者数が少ない状況にある。

### イ 現状から分析される課題

- 教員のデジタル活用指導力は年々向上しており、「スキルを習得する段階」から「デジタル学習基盤を効果的に活用した授業改善」への移行を更に推進する必要がある。
- これまでも、デジタル活用に関する教職員研修の実施などにより指導力の向上を図っているが、デジタル活用指導力向上のため、より一層の研修の充実を図るとともに、学校や教員の間で、生成A I等を含むデジタル活用の意義に対する理解や活用状況にばらつきが生じないよう取り組む必要がある。
- また、学校教育の情報化の推進を支える人材として、中学校技術分野を担当する教員の確保とともに、高等学校情報科を担当する教員やICT支援員の配置が必要である。

### 【現状値】

#### ◇ 教員のデジタル活用指導力の状況

##### ・全校種計

令和6年度	教材研究・指導の準備・評価・校務などにデジタルを活用できる教員の割合	授業にデジタルを活用して指導できる教員の割合	情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合
本県 (全国)	89.9% (90.7%)	80.6% (82.2%)	89.2% (89.2%)

#### ◇ 研修の受講状況

##### ・全校種計

令和6年度	デジタル活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合
本県 (全国)	62.6% (73.5%)

<sup>11</sup> 令和6年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zvouhou/detail/mext\\_00080.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zvouhou/detail/mext_00080.html)

### (3) デジタル学習基盤の環境整備

#### ア 現状

- 児童生徒一人1台端末について、小・中学校では、GIGAスクール構想<sup>12</sup>において整備及び更新が進み、県立高等学校等では、令和6年度に個人所有端末を活用する環境整備が完了した。また、視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用に当たって必要となる入出力支援装置などを整備している。
- 教育情報化実態調査によると、「児童生徒一人当たりの学習者用コンピュータ台数」は1.1台（全国平均1.1台）と全国平均と同等であり、「無線LAN又は移動通信システム（LTE等）によりインターネット接続を行う普通教室の割合」は99.9%（全国平均99.3%）と全国平均よりも高い状況となっている。

#### イ 現状から分析される課題

- 引き続き、各家庭の状況や児童生徒個人の多様な教育的ニーズに配慮するとともに、感染症や災害等の非常時において、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会が確保できるよう、適切なデジタル学習基盤の環境整備を行っていくことが必要である。
- クラウドサービスやデジタル教材の活用が一層進むことが想定されることから、児童生徒が円滑に学ぶことができるよう、高速ネットワークへの切替による環境改善など、安定した通信環境の確保が必要である。

---

<sup>12</sup> 一人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校におけるデジタル学習基盤の環境を整備・活用することにより、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的としている。

#### (4) 校務におけるデジタル活用と推進体制

##### ア 現状

- 本県では、令和6年度に県内全ての教育長等で構成する広島県GIGAスクール推進協議会を設置し、デジタル活用による業務改善等に係る情報交換等を行うことにより、県域でのデジタル活用に関する知見及び実践事例の共有に取り組んでいる。
- 県立学校においては、採点支援システムやAIチャットボットを導入し、デジタル活用による業務効率化に取り組んでいる。
- 国から次世代校務DX<sup>13</sup>の方向性として、汎用クラウドツールの積極的な活用や校務支援システムのクラウド化などが示されているが、教育情報化実態調査によると県域の公立学校における「統合型校務支援システム<sup>14</sup>整備率」は82.6%（全国平均94.8%）と全国平均よりも低い状況となっている。

##### イ 現状から分析される課題

- 生成AIの活用をはじめとした次世代校務DXの推進などにより、学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境づくりを行うことで、教職員の働き方改革の更なる加速化を図り、教職員が事務に従事する時間を減少させるとともに、クラウド環境の活用による教育現場のレジリエンス<sup>15</sup>を確保することが必要である。
- 教職員の異動や児童生徒の転校・進学の際のデータ連携を可能とするなど、事務手続の負担を削減・軽減することが必要である。

---

<sup>13</sup> クラウド上での校務実施を前提とし、ロケーションフリーやデータ利活用・データ連携を通じて、学校における働き方改革、教育活動の高度化、教育現場のレジリエンス確保の実現に資する新しい校務の在り方。

<sup>14</sup> 「教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）・保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム」を指し、成績処理等だけでなく、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステムのこと。

<sup>15</sup> 大規模災害発生時や感染症流行時等の非常時にデータの損失やデータにアクセスできない事態の発生を防ぎ、場所や時間を選ばない迅速な情報共有や意思決定、業務実施を可能とし、安全で安心な教育活動の継続性を確保すること。

## 4 目指す姿の実現に向けた基本方針

現状と課題に対応するため、4つの基本的な方針を示す。

### (1) デジタル学習基盤を活用した児童生徒の資質・能力の育成

- 主体的・対話的で深い学びを促す学びの変革の深化に向け、デジタル学習基盤の効果的な活用を進め、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるカリキュラムマネジメント<sup>16</sup>及び授業改善に取り組むことにより、児童生徒の資質及び能力を育成する。
- 不登校、病気療養、障害、日本語指導を要すること、あるいは特定分野に特異な才能を有することなどにより特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、更には個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供、中山間地域や離島等の児童生徒への多様な学びの機会の提供等に、デジタルの持つ特性を最大限活用することが重要である。
- 視力低下の予防や姿勢に関する指導に取り組むなど児童生徒が日常的にデジタル学習基盤を使用することによる健康面への影響を配慮しつつ、小・中・高等学校等の教科等の中で、生成AI等を含む情報技術の仕組みや背景等の特性の理解と併せて、SNS等における投稿のエスカレートや拡散により生じる誹謗中傷等の人権侵害の危険性に対応するための情報モラルや、主体的かつ当事者意識をもって情報を活用して社会や個人の課題を解決するためのメディアリテラシーの育成に各発達段階に応じて取り組むとともに、保護者にも理解を求め、家庭への働きかけを進めていく。
- 児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見・早期支援につなげるために、一人1台端末等を活用した健康観察を推進する。

### 〈KPI（評価指標）〉

#### ・小学校・中学校・高等学校<sup>(※2)</sup>

指標	現状値	目標値
デジタル学習基盤を児童生徒が授業でほぼ毎日活用する割合	小：83% 中：78.2% 高：62.2%	小・中・高：100%

#### ・小学校・中学校・高等学校<sup>(※2)</sup>

指標	現状値	目標値
デジタル学習基盤を児童生徒同士がやりとりする場面で週3回以上活用する割合	小：35% 中：25.7%	小・中：80%
生徒がグループ学習などでデジタル学習基盤を活用する割合	高：75.1%	高：100%

<sup>※2</sup> 小学校（小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年）・中学校（中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年）においては国の「全国学力・学習状況調査」により、高等学校（高等学校第1・2学年、特別支援学校高等部第1・2学年）においては県の「広島県高等学校生徒質問紙・学校質問紙調査」及び「生徒のデジタル機器活用状況調査」により評価する。

・小学校・中学校<sup>(※3)</sup>

指標	現状値	目標値
不登校児童生徒に対する学習活動等の支援にデジタルを活用している学校の割合	小：66.4% 中：78.4%	小・中：100%

・小学校・中学校<sup>(※3)</sup>

指標	現状値	目標値
外国人児童生徒に対する学習活動等の支援にデジタルを活用している学校の割合	小：71.1% 中：71.8%	小・中：100%

・小学校・中学校<sup>(※3)</sup>

指標	現状値	目標値
特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援にデジタルを活用している学校の割合	小：89.0% 中：83.1%	小・中：100%

※3 国の「全国学力・学習状況調査」により評価する。

・全校種計<sup>(※4)</sup>

指標	現状値	目標値
情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合	89.2%	100%

※4 国の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」により評価する。

<sup>16</sup> 児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況进行评估してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

## (2) 教職員のデジタル活用指導力の向上

- デジタルの活用により学校教育の質の向上につなげるために、全ての教職員が各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に対応できるデジタル活用指導力の向上を図る。
- あらゆる教職員がデジタル学習基盤を授業で活用するため、市町立学校及び県立学校の教職員向け研修等を実施するとともに、校内研修の充実を図る。
- 中学校の技術・家庭科（技術分野）の免許状を有する中学校技術分野担当教員の確保を進めるとともに、高等学校情報科担当教員の確保と質の向上を進める。また、ICT支援員の配置など学校のニーズに応じた支援体制の構築を推進する。

### 〈K P I（評価指標）〉

#### ・ 全校種計 <sup>(※5)</sup>

指標	現状値	目標値
授業にデジタルを活用して指導できる教員の割合	80.6%	100%

#### ・ 全校種計 <sup>(※5)</sup>

指標	現状値	目標値
デジタル活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員の割合	62.6%	100%

<sup>※5</sup> 国の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」により評価する。

#### ・ 高等学校 <sup>(※6)</sup>

指標	現状値	目標値
高校の情報科担当教員のうち、免許状保有教員の人数の割合	100%	100%

<sup>※6</sup> 県教育委員会調査により評価する。

#### ・ 中学校 <sup>(※7)</sup>

指標	現状値	目標値
中学校の技術分野担当教員のうち、免許状保有教員の人数の割合	89.5%	100%

<sup>※7</sup> 国の「中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制に関する実態調査」により評価する。

### (3) デジタル学習基盤を活用するための環境整備

- 全ての児童生徒が、時間や場所にとらわれずデジタル学習基盤を効果的に活用した学びを可能とするため、引き続き、一人1台端末等の着実な整備及び更新を進めるとともに、必要なネットワーク速度を確保するなどの環境づくりを推進する。
- 安全にデジタル学習基盤を活用できる環境を整備し、学校における情報資産の適正な取扱いと情報セキュリティの確保を図る。

#### 〈KPI（評価指標）〉

##### ・全校種<sup>(※8)</sup>

指標	現状値	目標値
児童生徒一人1台端末の更新整備率（小・中）	—	100%
生徒一人1台端末整備率（高）	100%	100%

※8 それぞれの校種において、県教育委員会調査により評価する。

##### ・全校種計<sup>(※9)</sup>

指標	現状値	目標値
無線LAN又は移動通信システム（LTE等）によりインターネット接続を行う普通教室の割合	99.9%	100%

※9 国の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」により評価する。

##### ・県立学校<sup>(※10)</sup>

指標	現状値	目標値
より高速な回線サービス提供予定地域に所在する県立学校のネットワーク速度改善率	100%	100%

※10 県教育委員会調査により評価する。

#### (4) デジタル活用による校務の改善

- 従来アナログに最適化されていた校務をデジタル化し、汎用クラウドツールや生成A Iの積極的な活用を推進するため、県及び各市町が連携し、広島県G I G Aスクール推進協議会などにおいて域内外の次世代校務D Xに関する先進的な取組の共有や課題解決に向けた情報交換、研修などを実施する。
- 教職員の異動や児童生徒の転校・進学の際のデータ連携を可能とするため、統合型校務支援システムの整備を推進するとともに、学校徴収金業務等におけるデジタル活用について検討を行うなど教職員の事務負担の削減を図る。また、クラウド環境を活用することで、教育現場のレジリエンス確保を図る。

#### 〈K P I (評価指標)〉

##### ・ 全校種計 <sup>(※11)</sup>

指標	現状値	目標値
教材研究・指導の準備・評価・校務などにデジタルを活用できる教員の割合	89.9%	100%

##### ・ 全校種計 <sup>(※11)</sup>

指標	現状値	目標値
統合型校務支援システムの整備率	82.6%	100%

<sup>※11</sup> 国の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」により評価する。

##### ・ 県立学校 <sup>(※12)</sup>

指標	現状値	目標値
児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡について、クラウドサービスを用い、P C・モバイル端末等から受け付け、集計している学校の割合	—	100%

##### ・ 県立学校 <sup>(※12)</sup>

指標	現状値	目標値
保護者への調査・アンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計している学校の割合	—	100%

##### ・ 県立学校 <sup>(※12)</sup>

指標	現状値	目標値
生成A Iを校務で活用する学校の割合	17.8%	50%

<sup>※12</sup> 県教育委員会調査により評価する。

## 5 実行計画

目標の達成のため、基本方針に基づく具体的な取組等（※）を定めた。

※ 以下に項目を記載（対象及び内容は別紙）

### （1）デジタル学習基盤を活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ア デジタル学習基盤の効果的な活用の推進
- イ 情報活用能力の育成
- ウ 健康面への配慮
- エ いじめ・自殺・不登校等の対応の充実
- オ 障害のある児童生徒の教育環境の整備
- カ 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
- キ 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

### （2）教職員のデジタル活用指導力の向上

### （3）デジタル学習基盤を活用するための環境整備

- ア 学校におけるデジタル学習基盤の活用のための環境整備
- イ 教育データの活用の推進
- ウ デジタル教材等の導入及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し
- エ 情報セキュリティ対策等の推進

### （4）デジタル活用による校務の改善

- ア 学習の継続的な支援等のための体制の整備
- イ デジタル活用による校務効率化

## 5 実行計画《基本方針に基づく取組》 (1) デジタル学習基盤を活用した児童生徒の資質・能力の育成①

項目	対象	内容
(1) デジタル学習基盤を活用した児童生徒の資質・能力の育成		
ア デジタル学習基盤の効果的な活用の推進		
○ 広島県GIGAスクール推進協議会における情報の発信・共有	市町教育委員会	○ 県内全ての市町が参加する広島県GIGAスクール推進協議会、事業部会及び作業部会の開催を通じたデジタルの効果的な活用の推進に係る情報発信・共有実施
○ 活用が十分に進んでいない市町に対する重点的な指導・助言	市町教育委員会 市町立学校	○ 市町教育委員会が主催する学校教育の情報化推進に係る研修等の支援【市町教育委員会】 ○ 学校のニーズに合わせた学校訪問指導、オンライン指導を行う教育センターによる学校サポートの実施【市町立学校】
イ 情報活用能力の育成		
○ 生成AI等に関わる教育の充実	全校種 高等学校等 <sup>17</sup>	○ 生成AIに係る教員研修・講座の実施及び学校訪問等による実践事例の収集・共有【全校種】 ○ プログラミングや英作文の学習活動における生成AIの活用【高等学校等】
○ 小・中学校におけるプログラミング教育の内容の充実	小・中学校等 <sup>18</sup>	○ 小学校教員及び中学校技術・家庭科（技術分野）教員を対象とした研修実施 ○ 授業におけるプログラミング指導に関する演習及び指導力向上を図る取組実施
○ 高等学校における「情報I」の学習指導要領に基づく取組の推進	高等学校等	○ 教員研修等による「情報I」の学習指導要領の趣旨や最新の教育動向を共有 ○ 広島県高等学校教育研究会情報部会と連携した研究授業及び講演会等実施 ○ 情報科専用サイトにおける教材や授業実践事例の発信
○ 情報モラルやメディアリテラシーの育成強化 ○ 児童生徒が著作権に関する知識や意識を持って理解を深めるための普及・指導等の推進	全校種	○ 教科指導における教育の情報化推進に向けた学校訪問及び教育の情報化推進に向けた研修等の活用 ○ 全国及び県内の情報モラルやメディアリテラシー育成につながる事例等の収集及び共有

<sup>17</sup>県立の高等学校、特別支援学校高等部<sup>18</sup>県立及び市町立の小学校、中学校、義務教育学校前・後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校小・中学部

## 5 実行計画《基本方針に基づく取組》 (1) デジタル学習基盤を活用した児童生徒の資質・能力の育成②

項目	対象	内容
(1) デジタル学習基盤を活用した児童生徒の資質・能力の育成		
ウ 健康面への配慮		
○ 健康に留意した利用の啓発	全校種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目の健康等に関する児童生徒等への啓発</li> <li>○ 定期健康診断等により児童生徒の状況を把握</li> </ul>
エ いじめ・自殺・不登校等の対応の充実		
○ いじめ・自殺・不登校等の未然防止、早期把握及び早期対応に向けた取組の充実	全校種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ SNS等における投稿のエスカレートや拡散により生じる誹謗中傷等の人権侵害の危険性に対応するための情報モラル教育の充実</li> <li>○ 不登校等児童生徒に対する学習支援のためのプログラム開発及び不登校SSR推進校・教育支援センターでの学びの質の向上に向けた支援</li> <li>○ 一人1台端末を活用した日常的なアンケート等の実施による児童生徒の小さなSOSを見逃さない取組の推進</li> </ul>
オ 障害のある児童生徒の教育環境の整備		
○ 障害の状態等に応じた学びの困難さを軽減する取組の推進	全校種	○ 児童生徒の障害の状態等に応じた学びの困難さを軽減するための情報機器や入出力支援装置の整備
カ 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保		
○ 病気療養児等の教育機会の確保に向けた取組の推進	全校種	○ 病気療養児等に対するデジタル学習基盤を活用した同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信等の遠隔教育による教育機会の確保に向けた取組の推進
○ 不登校児童生徒の一人1台端末を通じた教員とのコミュニケーションの促進	全校種	○ 不登校等児童生徒に対する学習支援のためのプログラム開発及び不登校SSR推進校・教育支援センターでの学びの質の向上に向けた支援
キ 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多言語翻訳機器等を活用した日本語指導が必要な児童生徒に対する教科・生活面の支援等の充実</li> <li>○ 外国籍等の保護者との連絡や就学・進学相談等における多言語翻訳機器・アプリ等の活用の促進</li> </ul>	全校種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本語指導が必要な生徒にする音声翻訳機等の多言語翻訳機器の活用による教科・生活面での支援</li> <li>○ 特別の教育課程を編成して行う日本語指導の実施及び教員を対象とした日本語指導に関する研修実施</li> </ul>

## 5 実行計画《基本方針に基づく取組》 (2) 教職員のデジタル活用指導力の向上

項目	対象	内容
(2) 教職員のデジタル活用指導力の向上		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 養成・採用・研修の各段階にわたる教員のデジタル活用指導力を切れ目なく向上させる取組の推進</li> <li>○ 「教員のICT活用指導力チェックリスト」を踏まえた多様な研修等の充実</li> </ul>	全校種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員の役職やデジタルスキルに応じた研修及びそれぞれの役職のニーズに合わせた内容の研修実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資するデジタル活用実践事例の創出・収集・普及や指導資料の作成・周知</li> </ul>	全校種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究授業者等への伴走的支援による一人1台端末を活用した授業の好事例の創出及び共有</li> <li>○ 校内研修等において活用できる資料を集約したホームページの作成及び活用促進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生成AI等に関わる教育の充実【再掲】</li> </ul>	全校種 高等学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生成AIに係る教員研修・講座の実施及び学校訪問等による実践事例の収集・共有【全校種】</li> <li>○ プログラミングや英作文の学習活動における生成AIの活用【高等学校等】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高等学校情報科担当教員の確保と質を向上する取組の推進</li> </ul>	高等学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教員研修等による「情報I」の学習指導要領の趣旨や最新の教育動向を共有</li> <li>○ 広島県高等学校教育研究会情報部会と連携した研究授業及び講演会等実施</li> <li>○ 情報科専用サイトにおける教材や授業実践事例の発信</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ デジタル学習基盤を活用した学びを充実するためのデジタル活用支援員などのデジタル人材の確保</li> </ul>	全校種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ デジタル活用支援員（ICT支援員）を配置して、訪問による質問対応及びデジタル機器の操作支援などの技術的な支援実施</li> <li>○ デジタル活用支援相談窓口を設置して、遠隔操作によるオンラインサポートなどの技術的な支援実施</li> </ul>

## 5 実行計画《基本方針に基づく取組》 (3) デジタル学習基盤を活用するための環境整備

項目	対象	内容
(3) デジタル学習基盤を活用するための環境整備		
ア 学校におけるデジタル学習基盤の活用のための環境整備		
○ デジタル学習基盤の耐用年数や稼働の状況を踏まえた整備・更新	全校種	○ 国庫補助金を活用した児童生徒一人1台端末等の計画的な更新整備実施（～R10）【小・中学校等】 ○ BYODによる生徒一人1台端末整備実施【高等学校等】
○ 校内通信ネットワークの適切なアセスメントの実施及び必要な通信環境の確保	県立学校 市町教育委員会	○ ネットワークアセスメントの結果を踏まえた回線契約の切替えなどの対応実施【県立学校】 ○ 市町教育委員会の取組状況及び課題等を調査・集約の上、意見交換・助言等の支援実施【市町教育委員会】
イ 教育データの活用の推進		
○ 学校における学習データの活用促進に係る教職員向け研修等の普及・指導等の推進	全校種	○ 指定研修における学習データの活用に係る研修実施
ウ デジタル教材等の導入及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し		
○ デジタル教材の適切な導入・活用の促進 ○ 好事例の情報提供等の支援の推進	全校種	○ デジタル教科書及び教材の導入状況の把握・確認 ○ 教科指導における学校訪問や研修の実施 ○ 一人1台端末の効果的な活用に関する優良な実践事例の共有による活用推進
エ 情報セキュリティ対策等の推進		
○ 機会を捉えたセキュリティポリシー等の周知徹底及び実施状況の点検等の実施	全校種	○ 管理職及び担当者を対象とした情報セキュリティ確保のための研修及び周知の実施 ○ 必要に応じた情報セキュリティ監査等の点検実施

## 5 実行計画《基本方針に基づく取組》 (4) デジタル活用による校務の改善

項目	対象	内容
(4) デジタル活用による校務の改善		
ア 学習の継続的な支援等のための体制の整備		
○ 広島県G I G Aスクール推進協議会における情報の発信・共有の推進【再掲】	市町教育委員会	○ 県内全ての市町が参加する広島県G I G Aスクール推進協議会、事業部会及び作業部会の開催を通じたデジタル活用による業務改善等の推進に係る情報の発信・共有実施
○ 各県立学校の管理職、推進担当教員が中心となった組織的な推進体制づくりの定着によるデジタル学習基盤の導入に係る教員の負担感軽減	県立学校	○ デジタル活用推進担当教員研修の継続的な実施による学校の取組状況の把握 ○ 学校間での情報共有による管理職を含めた校内の推進体制づくりの支援
イ デジタル活用による校務効率化		
○ 書類作成や情報共有などのデジタル活用による効率化の推進	県立学校	○ 県立学校における保護者との連絡・情報共有の効率化に資する統合型校務支援システムとデータ連携した保護者連絡システムの導入 ○ 学校徴収金業務の負担軽減に向けて、インターネットバンキングや学校集金システムの導入を検討
○ 汎用のクラウドツール及び生成A I等の積極的な活用の促進	全校種 県立学校	○ クラウドツール及び生成A Iに係る教員研修・講座の実施及び学校訪問等による実践事例の収集・共有【全校種】 ○ 県立学校向けA Iチャットボットの運用【県立学校】
○ 県域での市町立小・中学校等における統合型校務支援システムの共同調達・共同利用の実現に向けた取組の推進 ○ 県立学校における次世代型の統合型校務支援システムの再構築	市町教育委員会 県立学校	○ 県域の市町立小・中学校における統合型校務支援システムの共同調達・共同利用に向けて、実施計画の更新及び調達仕様や帳票標準化等の検討実施【市町教育委員会】 ○ 県立学校における次世代型の統合型校務支援システムの再構築に向けた方向性の検討及び調達に向けた準備実施【県立学校】